

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年11月30日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 区分 : 該当なし  
 その他 : 16 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	第21回定期検査で更新したプロセス計算機において、待機中の原子炉隔離時冷却系の警報発生防止対策に漏れ(流量低、圧力低の警報)が認められたため、当該計算機のプログラムを変更(次回定検時)。	G	
2	1号機	原子炉建屋付属棟ストームドレンサンプポンプ(A) サンプ側逆止弁において、シートリークが認められたため、当該弁を点検補修。	G	
3	3号機	主復水器連続洗浄装置(C1)ボール循環ポンプ用電動機において、異音(シュルシュル音)が認められたため、当該電動機を点検。	G	
4	3号機	復水ろ過装置出口流量記録計において、H塔の記録に不良(ペン交換時の復旧忘れ)が認められたため、当該記録計のペンを復旧。	G	
5	4号機	主蒸気配管のオイルスナッパー(油圧式防振器)点検時、ピストンロッドにメッキの剥離(9台)が認められたため、当該メッキ部補修。	G	
6	4号機	復水ろ過装置(CF)及び復水脱塩装置(CD)用空気作動弁点検時、弁駆動部に空気漏れ(CF:3台、CD:1台)が認められたため、当該弁を補修。	G	
7	4号機	湿分離器(B)ドレンタンク水位調節弁点検時、弁座シート面に浸食が認められたため、当該弁を補修。	G	
8	4号機	第二高圧給水加熱器(A)給水入口弁点検時、弁体シート面(入口側)にヒビが認められ、検討した結果、使用に問題なし確認。	G	
9	4号機	原子炉給水ポンプ(A)駆動用タービン軸受給油圧力計において、計器精度に管理値外れが認められたため、当該計器を校正。	G	
10	4号機	復水器真空ポンプ用電動機点検時、軸受部に油(グリス)漏れが認められたため、当該軸受部を補修。	G	
11	4号機	補機冷却海水系配管点検時、タービン補機冷却系熱交換器出口配管の内面ライニングに剥離が認められたため、当該ライニングを補修。	G	
12	4号機	原子炉給水入口逆止弁(A,B)点検時、接続ボルト・ナットに固着(3組)が認められたため、当該ボルト・ナットを交換。	G	
13	4号機	原子炉給水ポンプ(B)駆動用タービン高圧蒸気加減弁点検時、弁体及び弁座シート面に浸食が認められたため、当該部を補修。	G	
14	4号機	低圧蒸気タービン(B)ロータの浸透探傷検査時、17段翼(31枚)エロージョンシールド部に線状指示模様が認められたため、当該部を補修。	G	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
15	4号機	タービンバイパス弁(#5)の浸透探傷検査時、弁体及び弁座に指示模様が認められたため、対応検討。	G	
16	4号機	主復水器第一水室連絡弁(A~C)点検時、弁体及び弁箱内にライニングの剥離が認められたため、当該ライニングを補修。	G	